

注 意

- ⑥の欄は、住所地の都道府県内の金融機関のうちで支払を受けるのに最も便利な金融機関を選んで、その名称及び口座番号を記入してください。
- ⑨、および⑩の欄の「公的年金」とは、
「遺族年金（遺族基金年金、遺族厚生年金及び遺族共済年金を含む。）」、
「老齢年金（老齢基礎年金、老齢厚生年金及び退職共済年金を含む。）」、
「障害年金（障害基礎年金、障害厚生年金及び障害共済年金を含む。）」、
「母子年金」、
「恩給」等をいいます。
- ⑧及び⑩の欄は、それぞれの児童の父または母が同じ場合は「同左」と記入して差し支えありません。
- ④の欄は、児童が父または母の死亡により「公的年金」又は「遺族年金」を支給される場合、又は児童が父に支給される公的年金の額の加算の対象となっている場合に記入してください。
- ⑤の欄は、あなたと生計を同じくしている（又はあなたが養育者である場合はあなたの生計を維持している）あなたの父母、祖父母、子、孫等の直系血族と兄弟姉妹があるときに記入してください。
- ⑥の欄は、地方税法に定める控除対象配偶者、扶養親族の合計数を記入してください。
なお、地方税法に定める老人控除対象配偶者、老人扶養親族及び特定扶養親族があるときは、その人数を次により（ ）内に再掲してください。
(1) 請求者については、③に老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の合計数を、⑥に特定扶養親族の数を記入してください。
(2) 配偶者及び扶養義務者については、老人扶養親族の数を記入してください。
- ⑦の欄にいう「児童」とは、地方税法に定める扶養親族以外の者で、18歳に達する日以後の最後の3月31日までの間にある者又は障害の状態にある20歳未満の者をいいます。
- ⑧の欄は、前年（1月から8月までの間に請求する人の場合には、前々年をいいます。）の所得について、都道府県民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得金額及び商品充物取引に係る雑所得等の金額の合計額を記入してください。
- ⑨の欄は、請求者が母である場合には、その監護する児童の父から対象児童についての扶養義務を履行するための費用として受け取った金品等の所得の金額を記入するとともに、それぞれ母または児童に支払われた額とその金額の8割に相当する額（1円未満四捨五入）を記入し、合計欄にはそれぞれの8割相当額の合計額を記入してください。
- ⑩の欄は、請求者が母である場合には、寡婦控除及び寡婦控除特別加算の額は控除しません。
- ⑪の欄には、次のイからニまでの中に該当する事項があるときに、その符号に○印をつけ、金額を記入してください。
イ 雑損控除
ロ 小規模企業共済等掛金控除
ハ 配偶者特別控除
ニ 地方税法附則第6条第1項による免状（肉用牛の売却による事業所得）
- この請求書に添えなければならない書類は、次のとおりです。
(1) あなたと児童の戸籍の謄本又は抄本とこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し
(2) 請求者が母である場合に児童と同居しないで児童を監護しているときは、その事実を明らかにすることができる書類
(3) 請求者が母以外の者である場合は、児童の父及び母の戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本と請求者が児童を養育していることを明らかにすることができる書類
(4) 児童又は児童の父が障害の状態にある場合は、医師又は歯科医師の診断書、次の傷病によるときは、エックス線直接撮影写真
①呼吸器系結核 ②肺えそ ③肺のうよう ④けい状 ⑤じん臓結核 ⑥胃かいよう ⑦胃がん
⑧十二指腸かいよう ⑨内臓下垂症 ⑩動脈りゅう ⑪骨又は関節結核 ⑫骨ずい炎
⑬骨又は関節損傷 ⑭その他
(5) 次の場合は、その事実を明らかにすることができる書類
①児童の父又は母が生死不明の場合
②児童の父が引き続き1年以上その児童を遺棄している場合
③児童の父又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されている場合
(6) 本年1月2日以前現在地に転入された方は、⑤から⑩までの欄に記入した事項について、前の住所地の市区町村長の証明書
- この請求書は、町村役場に出してください。
この請求書についてわからないことがありましたら、町村役場の人によく聞いてください。

○虚偽の内容を記載した場合には、手当の額の全部又は一部の返還の他、一定の金額の補付を命ぜられ、また、処罰される場合があります。